

発 言 通 告 書

令和 7 年 2 月 28 日

松山市議会議員 原 俊 司 殿

松山市議会議員 土井田 学

次のとおり通告します。

発言順位	7	受領日時	2 月 28 日 午前 11 時 55 分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式 ・ 一括方式			発言時間 約 15 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者			

No	件 名	発 言 の 要 旨
1	職員の懲戒処分について	(1) 不祥事への対応について ① 不祥事が立て続けに発覚し、市民の信頼を失ったことに関し市長が謝罪すべきと思うが、行っていない場合の理由について ② 個人情報の流出案件では、ほとんど調査を行っていないと思われるが、その理由と調査概要について ③ 過去 3 回の逮捕歴について、今回と同様の職員への周知内容の確認と対応に違いがある場合の理由について ④ ホームページで公表し、市民が確認できる公平で透明性の高い統一性のある処分ルールへと見直すことについて (2) モラルの理解と退職命令発言について ① 市長発言は、いつ、どこで行ったものか。退職命令の対象は市長自身も含むとの理解について ② 市長発言はモラルの理解を理由に職員に退職を命じるものであるが、その根拠法令と該当条文について ③ 市長発言は、パワハラ行為に該当する可能性も考慮し、発言を撤回し、職員に謝罪すべきことについて (3) 公平で平等な懲戒処分について ① セクハラ被害を訴えた 3 人の職員の市役所での在籍状況について ② 一般論として市職員が被害の訴えを受け、その件を上司に報告しない。加害職員が不適切行為を認めたのに内々の口頭注意で済ませた。ルールに基づく事務処理を行わず、報道で問題が表面化した。以上 3 点の行為があった場合、その職員は職務専念義務違反や信用失墜行為に該当するかについて ③ 前記 3 点の行為の職員の懲戒処分の有無と内容について ④ 無処分の場合はその理由と、今後、同様の事例については懲戒処分は行わないことの確認について

[illegible]